

鳥取市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第1号

鳥取市税条例の一部を改正する条例

鳥取市税条例（昭和25年鳥取市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第27条の7第1項第5号の表中「平成30年1月1日から令和4年12月31日まで」を「令和5年1月1日から令和9年12月31日まで」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の第27条の7第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和5年1月1日以後に支出する同項第5号に規定する寄附金について適用する。